

遺言者が預けた遺言書を見る（遺言書の閲覧）

遺言者は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります。

遺言書の閲覧の請求の流れ

1 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める



閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧

全国のどの遺言書保管所でも、閲覧の請求をすることができます。

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ閲覧を請求することができます。

2 請求書を作成する

請求書に必要事項を記入してください。
請求書の様式は、[こちら](#)からダウンロードできます。

3 閲覧の請求の予約をする

法務局手続案内予約サービス専用HP (<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>) からご予約いただけます。

4 閲覧の請求をする



請求書を遺言書保管所に提出してください。

閲覧の請求ができる者

・遺言者本人のみ



添付書類
不要です。



本人確認

遺言者の本人確認のため、運転免許証等、**顔写真付きの身分証明書**を提示していただきます。



※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき1,400円です。
※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき1,700円です。
※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。

5 閲覧をする

